平成 26 年12 月5日

各　位

会社名　　ショットモリテックス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　佐藤　隆雄
（コード番号：７７１４　東証第一部）
問い合わせ先　　人事総務部長　加納正和
電 話 番 号　　０４８-２１８-２５２７

MV ジャパンとの資本業務提携契約の締結および MV ジャパンによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月5日開催の取締役会において株式会社 MV ジャパン（以下「公開買付者」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること、および公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見表明をするとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1.　公開買付者の概要

(1) 商号	株式会社 MV ジャパン	
(2) 主な事業内容	当社の株券を取得および保有すること	
(3) 設立年月日	平成 26 年 11 月 20 日	
(4) 本店所在地	東京都千代田区平河町2丁目 16 番1号平河町森タワー10 階	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役　中野　宏信	
(6) 資本金の額	52.5 万円	
(7) 大株主および持株比率	MV Limited　100%	
(8) 買付者と当社との関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

※最近3年間の連結経営成績および連結財政状態については、平成 26 年 11 月 20 日に設立したため、記載しておりません。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠および理由

(1) 意見の内容

当社は、平成26年12月5日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、下記「(2)意見の根拠および理由」に基づき、本意見表明を決議いたしました。

(2) 意見の根拠および理由

①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、以下の説明を受けております。

公開買付者は、後述のシティック・グループに属する運用会社が運用する投資ファンド等によりケイマン諸島法に基づき設立されたMVHC Limitedの完全子会社である、香港法に基づき設立されたMV Limitedがその発行済株式の 100%を保有する株式会社であり、当社の株式を保有し、当社との間での業務提携を遂行することを目的として平成 26 年 11 月に設立された株式会社であるとのことです。

また、シティック・キャピタル・ホールディングス(CITIC Capital Holdings Limited、中信資本、以下「シティック・キャピタル」といいます。)は、中国で最大級の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの一員として平成 14 年に設立された、代替投資を中心とした投資運用と投資顧問を行う会社であるとのことです。設立は、シティック・グループの金融ビジネスの主要企業の一翼に位置づけられるシティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングス(CITIC International Financial Holdings Limited、中信国際金融控股有限公司)と香港証券取引所の上場企業であるシティック・リミテッド(CITIC Limited、中国中信股份有限公司)の2社による出資によって行われ、その後、これにそれぞれ中国およびカタールの政府系投資ファンドであるチャイナ・インベストメント・コーポレーション(China Investment Corporation、中国投資有限責任公司)およびカタール・ホールディング(Qatar Holding LLC)が株主として加わっているとのことです。なお、現在では、シティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングスは株主ではないとのことです。

シティック・キャピタルは、中核事業としてプライベート・エクイティ、不動産投資関連、ストラクチャード・ファイナンス等のアセット・マネジメントのビジネスを行っており、これらのビジネスを通じて欧米・日本・中国等の様々な機関投資家グループの資産44億米ドル以上を運用しているとのことです。プライベート・エクイティ事業に関しては、日本、米国および中国において、それぞれの国に特化したプライベート・エクイティ・ファンドを擁しているとのことで、それぞれ日本、中国をはじめ米国、欧州諸国等各国において、中国及びアジア地域での成長性のある企業への主にバイアウト投資を行っているとのことです。

また、日本においては、国内外の有力な機関投資家から資金を集め、日本の未公開企業または上場企業を投資対象とし、平成 16 年に日本ファンドの1号ファンドとしてシティック・ジャパン・パートナーズ(CITIC Japan Partners L.P.、ケイマン諸島籍リミテッド・パートナーシップ)を、また平成22年に2号ファンドとして CCJP II, L.P. を主体としたファンドを設立したとのことです。日本ファンドは、中国の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの経営資源・ネットワークを活用し、中国およびアジア地域での成長を挺子として日本企業の更なる企業価値の拡大を支援しようという理念の下、8件の投資を実行してきたとのことです。各投資先企業に対して、スキームの構築、資金調達、事業計画立案に加え、投資実施後の事業展開計画、市場開拓、財務戦略、ローカルパートナーとの提携戦略に至るまで、企業価値向上のための支援を行ってきたとのことです。なお、日本ファンドの2号ファンドは、MVHC Limited の全株式を所有(間接保有を含みます。)しているとのことです。本公開買付けに係るストラクチャー図につきましては以下をご参照ください。

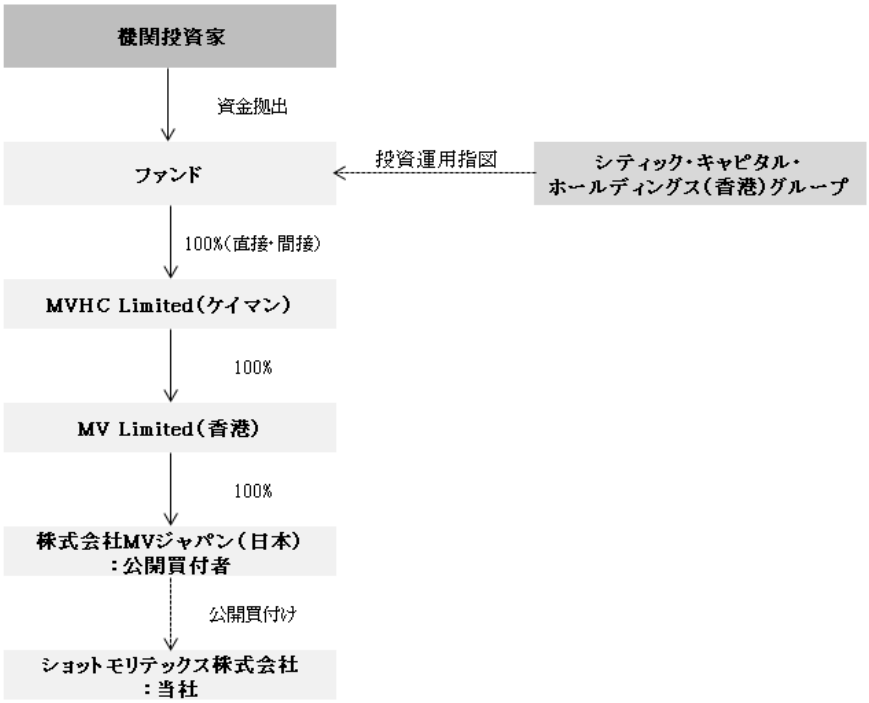

※公開買付者によると、本件ストラクチャー図は、当プレスリリースの理解の便宜のために使途を限定し公開買付者によって作成ならびに提供されたものであり、当プレスリリースと合わせてご参照いただくことを前提としているとのことです。

公開買付者は、平成 26 年 12 月5日付の取締役の決定により、当社との間で、同日付で本資本業務提携契約を締結すること、また、当社の親会社であるショット日本株式会社(以下「ショット日本」といいます。)が所有する当社普通株式の全て(9,976,711 株、所有割合(注)にして 71.6%(小数点第二位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)、以下「ショット日本保有株式」といいます。)を取得することを主たる目的に、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(注)所有割合とは、当社の平成26年9月 30 日現在の発行済株式総数(13,933,928株)から同日現在当社の保有する自己株式数(486 株)を控除した株式数(13,933,442 株)に対する割合をいいます。以下同じです。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、ショット日本の完全親会社である SCHOTT AG(本店所在地: ドイツ連邦共和国マインツ市、以下「ショット」といいます。)との間で、平成26年12月5日付で公開買付けの実施及び株券の応募に関する契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、ショットがショット日本をして、ショット日本保有株式(9,976,711株、所有割合71.6%)の全てを本公開買付けに応募させることの合意を得ているとのことです。(なお、本応募契約の詳細につきましては、下記「7. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を 180 円としており、これは、ショットとの合意により決定した価格であるとのことです。

本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 26 年 12 月4日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における当社普通株式の終値266円に対して32.33%(小数点第三位を四捨五入しております。以下、ディスカウントの計算において同じです。)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値 272 円(小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算について同じです。)に対して33.82%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値276円に対して34.78%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値275円に対して 34.55%のディスカウントをした価格となります。

なお、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社の発行済株式総数の過半数を保有することとなる株式数を買付予定数の下限(6,966,965株、所有割合50.0%)として設定しており、応募株券数の総数がかかる買付予定数の下限に達しない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わない予定であるとのことです。本公開買付けは、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないものの、本日現在、当社の親会社であるショット日本の当社株式に係る株券等所有割合は三分の二以上となっており、当該取得により公開買付者が所有する当社株式に係る株券等所有割合もまた三分の二以上となるため、金融商品取引法(以下「法」といいます。)第 27 条の 13 第4項および金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)第 14 条の2の2に従い、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限(6,966,965 株)以上の応募があった場合

には、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。
　また、公開買付者によれば、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことですが、本公開買付けの結果、万一、当社株式が下記「4. 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無」の①から④までの上場廃止基準により猶予期間入りにまで至った場合には、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策を実施し上場を維持することが当社の企業価値の維持に必要とまでは考えていないとのことから、公開買付者を除く当社の株主の換金方法を確保するため、当該猶予期間入り後実務的に可能な限り早期に、更なる当社株式に対する公開買付けを実施することおよび全部取得条項付種類株式を用いた方法またはその他の方法により当社を公開買付者の完全子会社とすること（この際に、公開買付者以外の当社の株主が受け取る対価は、公開買付者による直近の買付価格である本公開買付価格と同一の価格および当該完全子会社化実施時点の当社株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格（本公開買付価格と異なる可能性があります。）とする予定であるとのことです。）を検討するとのことです。

②本公開買付けの目的および背景
　当社は、光ファイバ他各種特殊素材・機器の輸出入および国内販売を主たる事業として昭和 48 年に営業を開始し、現在は製造機能も備え、光応用機器事業、機能性材料事業を行っております。このうち、光応用機器事業の主要部門であるマシンビジョンシステム部門においては、創業当初からのコア技術である光学・照明技術を活用し、主に半導体製造装置・電子部品実装機・液晶製造装置業界向けに、レンズと照明装置を組み合わせたマシンビジョン機器を開発・製造・販売しており、この分野では、世界トップシェアを誇っております。また、当社および当社グループ会社は、レンズ（光学設計）、照明（LED・光ファイバ照明）およびカメラの開発から生産までを全て実施できる唯一のメーカーとして、世界の市場を支えています。
　一方、当社の親会社であるショット日本の完全親会社であるショットおよびそのグループ会社（以下「ショット・グループ」といいます。）は、ショットを中核として、世界各地に所在する子会社および関連会社から構成される技術を基盤とした国際的な企業集団であり、特殊材料、部品、システムの開発・製造を営んでいます。ショットは、特殊ガラス・材料、先進技術分野で 130 年の歴史を有する国際的な技術グループ企業です。ショット製品の用途は、家電、医薬品、電子機器、光学機器、輸送機器など多岐に渡っております。ショットはサステナビリティを追求し、従業員、社会、 環境への支援に努めています。また、ショットは世界 35 ヵ国に製造・販売拠点を設置し、お客様との密接な関係を保っています。現在の従業員数は約 15,400 人で、2013 年度には約 18.4 億ユーロの売上高を達成しました。なお、ショットは、ドイツに基盤を置くカールツァイス財団の 傘下企業です。
　より一層の収益力強化およびグローバル市場での事業拡大が大きな経営目標であった当社は、シナジー効果が高い光学、画像処理および照明関連企業との提携の可能性を模索しており、以前から光ファイバ等の技術交流のあったショットに対し、平成 19 年4月、業務提携の打診を行いました。ショット・グループと当社は、ともに光ファイバにおいて有力なメーカーであるものの、ショット・グループは主に自動車、医療、工業、航空、建築およびディフェンス業界向けで特に欧州および北米市場に強みを持ち、当社は主に半導体、液晶事業向けで日本およびアジア市場に強いという異なる強みを持っていたことから、ショットにおいても、相互補完の関係を築くことが可能であると判断し、同年6月に業務提携に関する覚書を、同年 10 月に共同技術開発に係る基本合意書を、さらに同年 11 月に2本の販売代理店契約を締結いたしました。その後、純粋な業務提携という提携形態では、相互に提供可能な製品および技術が限定されてしまうため、さらに包括的な提携関係に発展させたいという相互認識が強まり、翌平成 20 年 9 月、当社およびショットは資本業務提携契約を締結するに至り、当社はショット・グループの一員に加わることとなりました（なお、その後当社は、ショットとの間で平成 22 年 11 月 25 日付で変更資本業務提携契約（Amended and Restated Agreement on Capital Tie Up and Business Alliance、以下「旧資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。当該契約の詳細については、当社が平成 22 年 11 月 25 日付で公表した「SCHOTT AG との資本業務提携内容の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。
　しかしながら、ほぼそのタイミングを同じくして、平成 20 年9月、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が国際的に拡大し、企業業績の悪化と個人消費の落ち込みが顕著となり、海外においても、金融市場の信用収縮が実体経済に波及し、世界経済に大きな影響を与えました。景気の後退に伴う個人消費の急激な落ち込みを受け、半導体メーカーの設備投資凍結・延期が相次いだことから、当社の主力事業であるマシンビジョンシステム事業の主要販売先である半導体製造装置業界では受注状況が急速に悪化し、また、電子部品実装装置業界、液晶製造装置業界においても、個人消費低迷の影響などにより、受注は急減速いたしました。
　このような経済情勢をうけ、当企業集団はグループ企業の見直しや部門譲渡などの組織再編、事業規模に応じた人員適正化を図るべく早期退職優遇制度を実施するなど、経済環境の急変への対応に重点を置く結果となり、また、老朽化した生産設備の除却や保有投資有価証券の評価損、事業の減損損失の計上を余儀なくされました。この間、「Profitable Growth」（利益を伴う成長）の早期の実現を目指し、ショット・グループの協力を得て、社内営業体制の見直し、当社の子会社であり主力生産拠点であるショットモリテックス・テクノロジーズ（深セン）への製造移管の加速など、リーマンショック後、当社の主要かつ戦略販売地域であるアジア、特に新興スマートフォンメーカーの台頭著しい中国および当社重要顧客を抱える日本市場における収益力の改善および強化を経営の最重要課題として優先的に取り組んでまいりましたが、ショットおよび当社が期待したショット・グループの販売
網を利用した市場面の補完、および当社のマシンビジョンシステムに関する光学設計技術等とショット・グループ

の光ファイバ製造技術等を融合した新製品の開発等技術面の相互補完において、高いシナジー効果を最大限に、かつ継続的に発現できたとはいえず、また、この間当社の主要販売先である半導体製造装置業界、電子部品実装装置業界、液晶製造装置業界における事業環境好転も力強さを欠き、ショットおよび当企業集団が計画した事業展開は、資本業務提携を実施した当時の見通しとは異なる結果を辿っておりました。

かかる状況において、ショットはグループ全体の新たな事業戦略を推進する上で、ガラス製品製造業者としての強みをより活かす原点回帰の事業戦略により軸足を移すこととなり、長期的な経営戦略の観点から、グループ全体の事業ポートフォリオの再評価および再設計を進めていたとのことです。その結果として、ショット・グループのコア事業群から距離のあるマシンビジョンシステムを主力事業に据える当社については、新たなパートナー候補者を選定し、ショット日本保有株式を譲渡することとなったとのことです。

他方、公開買付者によれば、シティック・キャピタルは、平成26年8月頃から、当社の親会社であるショット日本の完全親会社であり、当社の最終親会社であるショット(間接的な所有割合:71.60%)が、当社の企業価値向上に資する新たなパートナーを検討するためにショット日本保有株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、ショットおよび当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等の買収監査(デュー・ディリジェンス)を実施し、ショット日本保有株式の取得について分析、検討を進めてきたとのことです。

また、公開買付者によれば、シティック・キャピタルは、ショットに対して、上記分析、検討を経た買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件とともに当社の経営に係る方針などの提案を提示した後、平成 26 年 11 月、当社の新たなパートナー候補者としてショットに選定されたとのことです。その後、ショットとの間で協議を進めた結果、ショット日本保有株式の買付けに係る諸条件の合意に至ったことから、平成 26 年 12 月5日に、ショットとの間で本応募契約を締結したとのことです。

当社は、ショットのショット日本保有株式売却の意向につき、平成 26 年5月にショットから提案を受けました。その後、上記入札プロセスに参加したシティック・キャピタルによる当社施設の視察および主に以下(ⅰ)から(ⅲ)に記載した観点から複数回の協議を重ねた結果、当社およびシティック・キャピタルは、当社および中国最大級の産業・金融の企業集団であるシティック・グループ傘下の公開買付者との間において資本提携関係を構築することが、当企業集団の企業価値の向上に繋がるとの認識で一致いたしました。そして、当社は平成26年12月5日開催の当社取締役会においては、全会一致により、本公開買付けに賛同する旨決議いたしました。

(ⅰ)上記「2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠および理由(2)意見の根拠および理由①本公開買付けの概要」に記載のとおり、シティック・キャピタルの中核事業の一つであるプライベート・エクイティ事業に関しては、日本、米国および中国において、それぞれの国に特化したプライベート・エクイティ・ファンドを擁しているとのことで、それぞれ日本、中国をはじめ米国、欧州諸国等各国において、中国およびアジア地域での成長性のある企業への主にバイアウト投資を行っている実績

(ⅱ)また、シティック・キャピタルの日本ファンドにおいては、中国の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの経営資源・ネットワークを活用し、中国およびアジア地域での成長を挺子として日本企業の更なる企業価値の拡大を支援しようという理念の下、8件の投資を実行し、各投資先企業に対して、スキームの構築、資金調達、事業計画立案に加え、投資実施後の事業展開計画、市場開拓、財務戦略、ローカルパートナーとの提携戦略に至るまで、企業価値向上のための支援を行ってきており、そのいずれの投資戦略においても、中長期的な視点に基づき実行および完遂されている実績

(ⅲ)他方、特に当社の中国およびアジア地域における営業面においては、シティック・キャピタルの上記(ⅰ)(ⅱ)に記載した投資戦略およびシティック・グループの経営資源・ネットワーク、特に市場開拓および市場調査の面においてその経営資源・ネットワークを活用できることにより、当社の主力事業であるマシンビジョン事業における戦略販売地域であるアジア、特に中国市場での優位性の早期確立の確度を高めること、また、中国およびアジア地域における調達・生産面においては、中国深センに主要な生産拠点を有する当企業集団にとって、シティック・キャピタルが保有するアジア、特に中国市場でのローカルパートナーと当企業集団との間の提携戦略の模索(特に現地部材調達適正化等の原価低減に資するサプライチェーン網の見直し)等)、長期的な視点でより安定した事業展開を行う上での地盤構築を図ることが従前に比し容易となること、ひいては、当社のビジネス運営において、当社の収益力強化・企業価値向上の確度を高めること

③本資本業務提携契約の締結および本公開買付け成立後の経営方針

上記「②本公開買付けの目的および背景」に記載のとおり、当社は、当社および公開買付者との間において資本提携関係を構築することが、特に中国及びアジア地域における営業面においては、当社の主力事業であるマシンビジョン事業における戦略販売地域であるアジア、特に中国市場での優位性の早期確立の確度を高め、また、中国及びアジア地域における調達・生産面においては、長期的な視点でより安定した事業展開を行う上での地盤構築を図ることが従前に比し容易となり、ひいては、当社のビジネス運営において、当社の収益力強化・企業価値向上の確度を高めることとなるとの認識を有しております。

また、公開買付者によれば、シティック・キャピタルは当社を、その技術優位性、研究開発能力、営業力等の面から高く評価しており、中国およびアジアをはじめとした更なるグローバル展開を通じて、中長期的に成長が望める魅力的な企業と考えているとのことです。

上記のような認識および判断に基づき、当社と公開買付者は、平成26年12月5日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の内容については、下記「14. 資本業務提携の内容等」をご参照ください。

なお、ショットと当社との間で締結された旧資本業務提携契約については、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済の開始日をもって解消される旨の合意書を平成26年12月5日付で締結しております。（平成26年12月5日付開示「ショット・アーゲーとの資本業務提携解消に関するお知らせ」をご参照ください。）

公開買付者によれば、公開買付者は、ショット日本保有株式を取得することを目的として本公開買付けを実施するものであり、当社株式の上場廃止を企図していないとのことです。また公開買付者は、本公開買付けの終了後も上場会社としての当社の独立性を確保しつつ、当社の経営体制については、上記のとおり、本資本業務提携契約を締結して業務提携を推進するとともに、取締役3名および監査役1名の指名を行うものとしております。

なお、ショットは、旧資本業務提携契約に基づき、本日現在、当社に対し取締役2名（ステファン・レッチェ氏およびトーマス・クロエ氏）を派遣しておりますが、①ステファン・レッチェ氏については公開買付者の指定する日（但し、本決済日から15日を超えないものとする。）をもって、②トーマス・クロエ氏については後任取締役の選任に係る当社の臨時株主総会の終結時をもって、当社の取締役を辞任する旨のそれぞれ上記2名の辞任届を、当社に提出させる旨本応募契約において合意しているとのことです。

3. 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は本公開買付けの公正性を担保するための措置として、主として以下の内容の措置を講じております。

①当社における利害関係を有しない取締役および監査役全員の承認

当社は、平成26年12月5日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、当社の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、下記「②リーガル・アドバイザーからの助言」に記載の金森仁弁護士および井上明子弁護士からの法的助言、下記「③当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の楡井公認会計士事務所から平成26年12月4日付で取得した株式価値算定書、下記「13. 支配株主との取引等に関する事項 (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益でないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の当社監査役3名（東京証券取引所に独立役員として届出をしている宇野正雄およびその他の社外監査役2名）、他監査役1名ならびに金森仁弁護士および井上明子弁護士より平成26年12月4日付で受領した意見書を踏まえ慎重に詮議、検討した結果、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、一方で、本公開買付価格に関しては、当社、公開買付者およびショットから独立した第三者算定機関である楡井公認会計士事務所から取得した株式価値算定書における市場株価平均法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付者とショットとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、および、本公開買付け成立後も当社普通株式の上場が維持されることが見込まれるため、当社株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様に判断を委ねることを決議いたしました。

当社取締役のうちステファン・レッチェ氏およびトーマス・クロエ氏は、ショットの社員を兼務していますが、定足数を満たすため平成26年12月5日開催の当社取締役会に出席した上で、利益相反の可能性を排除する観点から、当社においては、まず、上記のステファン・レッチェ氏およびトーマス・クロエ氏を除く取締役2名により審議および決議を行った上で、ステファン・レッチェ氏およびトーマス・クロエ氏を含めた4名の取締役により決議を行うという2段階の手続を経て、全会一致により本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っております。また、当社監査役3名（東京証券取引所に独立役員として届出をしている宇野正雄およびその他の社外監査役2名）、他監査役1名が上記平成26年12月5日開催の当社取締役会に出席し、いずれも、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

②リーガル・アドバイザーからの助言

当社は、取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、当社のリーガル・アドバイザーに金森仁弁護士および井上明子弁護士を選任し、金森仁弁護士および井上明子弁護士から本公開買付け、当社の取締役会の意思決定の方法および過程等について法的助言を受けております。なお、金森仁弁護士は、当社と顧問契約を締結しておりますが、本件に関しては適正手続および公正性確保からの見地から、当社のリーガル・アドバイザーとして、適切な助言を頂い

ております。

③当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに係る意見表明を行うにあたり、本公開買付価格の公正性を担保するための資料として、当社、公開買付者およびショットから独立した第三者算定機関である楡井公認会計士事務所を選定し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成 26 年 12 月4日付で楡井公認会計士事務所から当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「本算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、楡井公認会計事務所は、当社および本公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して利害関係を有しておりません。

また、当社は、楡井公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

楡井公認会計士事務所は、多角的に評価を行う観点から、インカム・アプローチ及びマーケット・アプローチの 2 方式による評価を行い、両方式による評価額を総合的に勘案して株式価値の評価レンジを算定した。インカム・アプローチとして、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)、マーケット・アプローチとして、類似会社比準法および市場株価平均法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行っておりますが、市場株価平均法については、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の流動性が低く、同市場参加者の需給関係が当社株価に対して適切に反映されていない可能性があるため、本算定書においては参考値に留め、DCF法および類似会社比準法を採用していることが付記されております。

上記各手法において算定された当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

DCF法	177 円から	232 円
類似会社比準法	166 円から	202 円
市場株価平均法	270 円から	287 円

(ⅰ) DCF法

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向および一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年9月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を 177 円から 232 円までと算定しております。なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込みにおいて平成28年9月期から平成29年9月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは、公開買付者との業務提携の推進により中国を中心とした海外営業をさらに強化することにともなうマシンビジョン製品売上の増加と生産数量の増加にともなう製造効率の向上による増益を見込んでいるためです。

(ⅱ) 類似会社比準法

類似会社比準法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社普通株式1株当たりの株式価値を 166 円から 202 円までと算定しております。

(ⅲ) 市場株価平均法

市場株価平均法では、算定基準日を平成 26 年12月4日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の過去1カ月の終値の出来高加重平均値(270 円(小数点以下を四捨五入しております。以下、出来高加重平均値の計算について同じです。))、過去3カ月の終値の出来高加重平均値(284 円)、過去6カ月の終値の出来高加重平均値(287 円)をもとに、当社普通株式1株当たりの株式価値を 270 円から 287 円までと算定しております。なお、市場株価平均法については、東京証券取引場市場第一部における当社普通株式の流動性が低く、同市場参加者の需給関係が当社株価に対して適切に反映されていない可能性があるため、本算定書においては参考値に留めることと付記されております。

4. 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

上記「2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠および理由(2)意見の根拠および理由①本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにおいて、ショット日本保有株式(9,976,711 株、所有割合 71.6%)の全部について取得することを目的とするものであり、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

ただし、本公開買付けを実施する場合には、公開買付者は、取得後の株券等所有割合が三分の二以上となるため、法令の規定に従い、買付予定数の上限を設けることができず、買付予定数の下限(6,966,965 株、所有割合 50.0%)以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。このため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第 601 条に規定されるもののうち以下の①から④までの上場廃止基準に該当する可能性があり、その場合には、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。当社普通株式が上場廃止となった場合には、当社普通株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

公開買付者によれば、本公開買付けの結果、当社普通株式が以下の①から④までの上場廃止基準により猶予期間入りにまで至った場合には、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策を実施し上場を維持することが当社の企業価値の維持に必要とまでは考えていないとのことから、公開買付者を除く当社の株主の換金方法を確保するため、当該猶予期間入り後実務的に可能な限り早期に、更なる当社株式に対する公開買付けの実施および全部取得条項付種類株式を用いた方法またはその他の方法により当社を公開買付者の完全子会社とすること(この際に、公開買付者以外の当社の株主が受け取る対価は、公開買付者による直近の買付価格である本公開買付価格と同一の価格および当該完全子会社化実施時点の当社株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格(本公開買付価格と異なる可能性があります。)とする予定であるとのことです。)を検討するとのことです。

①上場会社の事業年度の末日における株主数が 400 人未満となった場合において、1年以内に 400 人以上とならないとき
②上場会社の事業年度の末日における流通株式の数(役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社および上場株式数の 10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じです。)が 2,000 単位未満である場合において、1年以内に 2,000 単位以上とならないとき
③上場会社の事業年度の末日における流通株式の時価総額(事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。)が5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき
④上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日または法第 24 条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出しまたは数量制限付分売予定書を提出しないとき

5. 本公開買付け後の株券等取得予定

公開買付者によれば、公開買付者は、ショット日本保有株式を取得することを目的として法令に従い本公開買付けを実施するものの、公開買付者は、上記「4. 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無」に記載のとおり東京証券取引所の上場廃止基準により猶予期間入りにまで至らない限り、本公開買付けにより当社株式を上場廃止とすることを企図していないとのことです。よって、本公開買付けが成立した場合には、上記に記載のとおり東京証券取引所の上場廃止基準により猶予期間入りにまで至ったために当社を完全子会社化とする場合を除き、公開買付者は、現時点において、当社株式を追加で取得することを予定していないとのことです

6. いわゆる二段階買収に関する事項

該当事項はございません。

7. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、ショットとの間で、本応募契約を締結し、ショット日本保有株式(9,976,711 株、所有割合 71.6%)の全部について、本公開買付けに応募させる旨の本応募契約を締結しているとのことです。
本応募契約においては、ショット日本の応募の前提条件として、①公開買付者による本公開買付けが、金融商品取引法に従い適法に開始されていること、②公開買付者の表明および保証が、すべての重要な点において真実かつ正確であること(注1)、③本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行しまたは遵守すべき義務が、全ての重要な点において公開買付者により履行されまたは遵守されていること(注2)、④公開買付者およびその役員が反社会的勢力ではないこと等反社会的勢力に関する確約事項が正確であり、遵守事項を遵守していることおよび、⑤ショット日本による応募の日において、公表されていない当社に関する重要事実であってショットまたはショット日本が知っているものが存在しないことが定められているとのことです。なお、ショットが、その任意の裁量により、適用ある法令等の下で許容される限度において、これらの前提条件の全部または一部を放棄の上、自らの判断で、ショット日本をして、本公開買付けに応募させることは制限されていないとのことです。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は、本応募契約の締結日および本公開買付けの開始日における、①公開買付者の適法かつ有効な設立および存続ならびに公開買付者の本応募契約の締結および履行のための権利能力および行為能力の存在、②公開買付者において、本応募契約の締結および履行に必要となる社内手続が完了していること、③公開買付者に対する強制執行可能性、④公開買付者による、本応募契約の締結および履行のための公開買付期間(本公開買付けに係る買付け等の期間をいいます。)の末日

までに必要となる許認可等の取得、⑤本応募契約の締結および履行についての法令等との抵触の不存在、⑥公開買付者が、公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していることならびに、⑦本契約の締結に先立ち、当社および当社株式に関して、法律、会計、税務、ビジネスの観点からのデュー・ディリジェンスその他の当社株式の買付けに係る検討を実施の上、本公開買付けの実施に関して、公開買付者の責任においてその投資判断を行っている旨の表明および保証を行っているとのことです。

（注2） 本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行または遵守すべき義務としては、秘密保持義務、公表に係る義務および契約上の地位の譲渡禁止等のほか、当社株式の取得に関し、平成 26 年 12 月3日に公正取引委員会に対して提出している私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）第 10 条第2項に基づく株式取得に関する計画届出書に関して公正取引委員会からの質問への回答その他必要な手続があれば、それらを速やかに実施するとともに、その他本公開買付けによる当社株式の取得に関して同法に基づき必要とされる手続があれば、それらを法令等に定められた期限までに行うよう最大限努力する義務があるとのことです。

8. 公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はございません。

9. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はございません。

10. 公開買付者に対する質問

該当事項はございません。

11. 公開買付期間の延長請求

該当事項はございません。

12. 今後の見通し

本公開買付けおよび MV ジャパンとの資本業務提携による平成 27 年 9 月期の業績に与える影響は軽微であります。

また、取締役の構成について、「2. 意見の根拠および理由（2）本公開買付けに関する意見の内容、根拠および理由③本資本業務提携契約の締結および本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、ショットは、旧資本業務提携契約に基づき、本日現在、当社に対し取締役2名（ステファン・レッチェ氏およびトーマス・クロエ氏）を派遣しておりますが、①ステファン・レッチェ氏については公開買付者の指定する日（但し、本決済日から 15 日を超えないものとする。）をもって、②トーマス・クロエ氏については後任取締役の選任に係る当社の臨時株主総会の終結時をもって、当社の取締役を辞任する旨のそれぞれ上記2名の辞任届を、当社に提出させる旨合意しているとのことです。公開買付者は、当社の経営体制については、上記のとおり、本資本業務提携契約を締結して業務提携を推進するとともに、取締役3名および監査役1名の指名を行うものとしております。

13. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方針の適合状況

公開買付者は、当社の親会社であるショット日本の完全親会社であるショットと本応募契約を締結しており、ショットからの当社株式の取得を前提として本公開買付けを行うことから、当社取締役会による本公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当いたします。

当社では、平成 25 年 6 月 20 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、親会社と親会社以外の一般株主との間での利益の相反のおそれのある関連当事者取引は、必ず取締役会に諮ることとし、かかる取締役会には、親会社から独立した立場にある社外監査役が出席することを確保して、少数株主の利

益が損なわれることのない様留意しております。当社の支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に関する本公開買付けに対する意見表明における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本公開買付けに対する意見表明の検討に当たり、上記「3. 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の通り、①当社における利害関係を有しない取締役および監査役全員の承認、②リーガル・アドバイザーからの助言、③当社おける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得等の各措置を実施しており、かかる指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益でないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、公開買付者および当社の親会社であるショット日本の完全親会社であるショットから独立性を有する、当社監査役3名（東京証券取引所に独立役員として届出をしている宇野正雄およびその他の社外監査役2名）、他監査役1名より、12 月 4 日付で(i)取引等、交渉過程の手続きの観点から、本公開買付けは、金融商品取引法に基づいた公開買付けであり、応募についてはショット日本に限定されておらず、当社の少数株主にも応募の選択権があることから少数株主にとって不利益ではないと判断する、また、本資本業務提携契約は、当社の企業価値の向上を目的としたものであり、また、取締役会の決議を経て本資本業務提携契約を締結することは上場企業としての当社の職務権限規定に沿ったものであることからコンプライアンス上の問題は無く、当社の少数株主にとって不利益にはならないと判断する、(ii)対価の公正性の観点から、1株当たりの買付け等の価格を 180 円は、楡井公認会計士事務所が算定した価格の範囲内であり、当社の少数株主にとって不利益でないと判断する。(iii)当社の企業価値向上の観点から、公開買付者にヒアリング行った結果、公開買付者は成長が見込まれる中国を中心とした東南アジアにおいて事業拡大に必要な強力なネットワークがある等、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同することは、当社の企業価値の向上につながるものであり当社の少数株主にとって不利益でないと判断するとの意見書を受領しております。

また、当社は、金森仁弁護士および井上明子弁護士より、12 月 4 日付で(i)株主への情報開示に不合理な点が見当たらないこと、(ii)当社の普通株主は本公開買付けの成立後もその保有する当社普通株式を市場において自由に売却できるようにすることが予定されているため、本公開買付けは当社の株主に対し特に強圧性を有しているわけではないこと、および(iii)上記「3. 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の通り、①当社における利害関係を有しない取締役および監査役全員の承認、②リーガル・アドバイザーからの助言、③当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得等の各措置を実施する等公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置が講じられていること等に鑑みて、公開買付者による本公開買付けについて当社取締役会が賛同することは、当社の少数株主にとって不利益でないとする内容の意見書を受領しております。

14. 資本業務提携の内容等

当社と公開買付者は、平成26年12月5日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約を締結した理由および概要は、以下のとおりです。

(1) 業務提携の理由

特に当社の中国およびアジア地域における営業面においては、シティック・キャピタルの上記（ｉ）（ⅱ）に記載した投資戦略およびシティック・グループの経営資源・ネットワークを享受できるものと考えております。特に中国およびアジア地域における市場開拓および市場調査の面においてその経営資源・ネットワークを活用できることは、当社の主力事業であるマシンビジョン事業における戦略販売地域であるアジア、特に中国市場での優位性の早期確立の確度を高めること、また、中国およびアジア地域における調達・生産面においては、中国深センに主要な生産拠点を有する当企業集団にとって、シティック・キャピタルが保有するアジア、特に中国市場でのローカルパートナーと当企業集団における提携戦略模索等、特に現地部材調達適正化等の原価低減に資するサプライチェーン網の見直し等、長期的な視点でより安定した事業展開を行う上での地盤構築を図ることが従前に比し容易となること、ひいては収益力強化につなげることが、当社ビジネス運営の観点からより企業価値向上に資する確度を高めるとの認識を有しており、その目的を達成するために本資本業

務提携を契約することといたしました。

(2)業務提携の概要
(ⅰ)業務提携
当社および公開買付者は、公開買付者がショット日本保有株式を取得することを条件として、当社の企業価値を高めるために、適用法令の許容する範囲内で下記の施策を中心とした業務提携(以下「本業務提携」といいます。)を推進する。なお、本業務提携の具体的な内容については、当社および公開買付者別途協議の上定めるものとする。

①当社のグローバル展開を通じた成長戦略の遂行
主として公開買付者の持つ、主に中国およびアジアを中心としたグローバル市場におけるネットワークやリソース、知見、コンサルティング能力の活用等を通じて、当社の成長戦略遂行に結びつける施策

②当社の経営管理機能強化
主として公開買付者の持つ経営管理ノウハウやコンサルティング能力を有効に活用にすることにより、ショット・グループからの分離に関わる各種課題をスムーズに解決し、かつ今後の成長戦略の実行に結びつく経営管理機能の強化施策

(ⅱ)取締役および監査役の派遣
①公開買付者は、当社に対して、取締役候補者3名および監査役候補者 1 名を指名する権利を有するものとする。(以下、公開買付者が指名し、株主総会で選任された取締役を「公開買付者指名取締役」と、公開買付者が指名し、株主総会で選任された監査役を「公開買付者指名監査役」といいます。)
②当社は、本公開買付けの成立後、実務的に可能な限り速やかに当社の臨時株主総会(以下「次期株主総会」といいます。)を招集し、次期株主総会の議案として、公開買付者が別途指名する者3名を取締役候補者および1名を監査役候補者とする取締役選任議案および監査役選任議案を上程し、当該選任議案がいずれも当該株主総会において承認可決されるよう最大限努力するものとする。また、次期株主総会の終結時後、公開買付者指名取締役もしくは公開買付者指名監査役の任期が満了した場合または公開買付者指名取締役もしくは公開買付者指名監査役を変更することを公開買付者が当社に求めた場合には、当社は、その直後に開催される株主総会において公開買付者が指名する取締役候補者または監査役候補者を新たな取締役または監査役に選任するために必要な手続(当該候補者に係る取締役選任議案または監査役選任議案の上程を含むが、これに限らない。)を履践し、当該選任議案がいずれも当該株主総会において承認可決されるよう最大限努力するものとする。
③公開買付者および当社は、上記に基づき次期株主総会において公開買付者が指名する取締役候補者および監査役候補者が取締役および監査役に選任されるまでの間、当該候補者が当社の取締役会にオブザーバーとして参加することができることを確認する。

(ⅲ)重要事項の協議等
当社は、本公開買付けの成立後、次の各号に記載された事項に関し取締役会で決議する場合(株主総会の付議議案として決定する場合およびショットモリテックステクノロジーズ(深セン)有限公司に関して以下に相当する事項を決定する場合を含む。)には、事前に公開買付者との間で誠実に協議を行うものとする。
①当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行もしくは処分またはこれに類する権利の付与、無償割当て、社債の発行またはこれに類する権利の付与もしくは許諾
②自己株式の取得、株式分割・併合、資本金・準備金減少
③取締役または監査役の選任、解任または報酬、賞与その他の職務執行の対価として支払う財産上の利益の決定
④定款変更
⑤組織再編行為(合併、株式交換、株式移転および会社分割ならびに事業の全部または一部の譲渡または譲受けを含む。)
⑥解散、または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似の法的倒産手続(日本以外の国・法域における同種の手続を含む。)の申立て
⑦本業務提携に悪影響を及ぼす可能性のある重要な業務上の提携、企業結合もしくは資本提携、またはその変更もしくは解消
⑧経営計画(年度、中期、長期のいずれも含む。)の決定、変更
⑨取締役会規則および付議基準の変更または廃止。
⑩年次予算、予算案(四半期業績を含む。)、剰余金処分案(剰余金配当の決議案を含む。)、通期業績見通しの策定、変更
⑪経営に重大な影響を及ぼす借入等の資本政策、または契約の締結、変更または解除

⑫重要な組織体制の新設または改廃
⑬前各号に定める事項の他、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある決定

15. 日程

取締役会決議	:平成 26 年 12 月5日
本資本業務提携契約の締結	:平成 26 年 12 月5日
旧資本業務提携契約の解約合意	:平成 26 年 12 月5日
公開買付開始公告日	:平成 26 年 12 月8日(予定)
公開買付期間	:平成 26 年 12 月8日から平成 27 年1月 13 日まで(予定)
決済の開始日	:平成 27年1月 19 日(予定)
旧資本業務提携契約の解約	:平成 27年1月 19 日(予定)

以上

(参考資料)公開買付者による公表文【別添】

成 26 年 12 月５日

各　位

会 社 名　株 式 会 社 M V ジ ャ パ ン
代表者名　代 表 取 締 役　中 野 宏 信

ショットモリテックス株式会社（証券コード 7714）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 MV ジャパン（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 12 月５日、ショットモリテックス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．買付け等の目的等

（１）本公開買付けの概要

公開買付者は、後述のシティック・グループに属する運用会社が運用する投資ファンド等によりケイマン諸島法に基づき設立された MVHC Limited の完全子会社である、香港法に基づき設立された MV Limited がその発行済株式の 100％を保有する株式会社であり、対象者の株式を保有し、対象者との間での業務提携を遂行することを目的として平成 26 年 11 月に設立された株式会社です。

公開買付者は、平成 26 年 12 月５日付の取締役の決定により、対象者との間で、同日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること（なお、本資本業務提携契約の詳細については、下記「４．その他」の「（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「②　本資本業務提携契約」をご参照ください。）、また、対象者の親会社であるショット日本株式会社（以下「ショット日本」といいます。）の保有する対象者株式の全て（9,976,711 株、保有割合（注）：71.60％、以下「ショット日本保有株式」といいます。）を取得することを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、ショット日本の完全親会社である SCHOTT AG（以下「ショット」といいます。）との間で、平成 26 年 12 月５日付で公開買付けの実施及び株券の応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、ショットが、ショット日本をして、ショット日本保有株式（9,976,711 株、保有割合：71.60％）の全てを本公開買付けに応募させることの合意を得ております（なお、本応募契約の詳細については、下記「（５）公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）１株当たり 180 円は、ショットとの合意により決定した価格であります。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の発行済株式総数の過半数を保有することとなる株式数を買付予定数の下限（6,966,965 株、保有割合：50.00％）として設定し、応募株券等の総数がかかる買付予定数の下限に達しない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わない予定です。

本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんが、本日現在、対象者の親会社であるショット日本の対象者株式に係る株券等所有割合は３分の２以上となっており、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合もまた３分の２以上となることから、法第 27 条の 13 第４項及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条の２の２に従い、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限（6,966,965 株、保有割合：50.00％）以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、公開買付者としては、本公開買付けの結果、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における下記「（６）上場廃止となる見込みの有無について」に記載の①から④までの上場廃止基準によ

り猶予期間入りにまで至った場合には、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策を実施し上場を維持することが対象者の企業価値の維持に必要とまでは考えていないことから、公開買付者を除く対象者の株主の換金方法を確保するため、当該猶予期間入り後実務的に可能な限り早期に、更なる対象者株式に対する公開買付けを実施すること及び全部取得条項付種類株式を用いた方法又はその他の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすること（この際に、公開買付者以外の対象者の株主が受け取る対価は、公開買付者による直近の買付価格である本公開買付価格と同一の価格及び当該完全子会社化実施時点の対象者株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格（本公開買付価格と異なる可能性があります。）とする予定です。）を検討いたします。

（注）保有割合とは、対象者が平成26年11月13日に公表した「平成26年９月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「平成26年９月期決算短信」といいます。）に記載された平成26年９月30日現在の発行済株式総数（13,933,928株）から同決算短信に記載された同日現在の対象者の保有する自己株式数（486株）を控除した株式数（13,933,442株）に対する割合をいいます。以下同じです。

また、対象者が平成 26 年 12 月５日付で公表した「MV ジャパンとの資本業務提携契約の締結および MV ジャパンによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成 26 年 12 月５日開催の対象者取締役会において、公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結すること、及び本公開買付けについて賛同の意見表明をするとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程

①　シティック・キャピタルの概要

シティック・キャピタル・ホールディングス（CITIC Capital Holdings Limited、中信資本、以下「シティック・キャピタル」といいます。）は、中国で最大級の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの一員として平成 14 年に設立された、代替投資を中心とした投資運用と投資顧問を行う会社です。設立は、シティック・グループの金融ビジネスの主要企業の一翼に位置づけられるシティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングス （CITIC International Financial Holdings Limited、中信国際金融控股有限公司）と香港証券取引所の上場企業であるシティック・リミテッド（CITIC Limited、中国中信股份有限公司）の２社による出資によって行われ、その後、これにそれぞれ中国及びカタールの政府系投資ファンドであるチャイナ・インベストメント・コーポレーション（China Investment Corporation、中国投資有限責任公司）及びカタール・ホールディング（Qatar Holding LLC）が株主として加わっています。なお、現在では、シティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングスは株主ではありません。

シティック・キャピタルは、中核事業としてプライベート・エクイティ、不動産投資関連、ストラクチャード・ファイナンス等のアセット・マネジメントのビジネスを行っており、これらのビジネスを通じて欧米・日本・中国等の様々な機関投資家グループの資産 44 億米ドル以上を運用しています。プライベート・エクイティ事業に関しては、日本、米国及び中国において、それぞれの国に特化したプライベート・エクイティ・ファンドを擁しており、それぞれ日本、中国をはじめ米国、欧州諸国等各国において、中国及びアジア地域での成長性のある企業への主にバイアウト投資を行っています。

日本においては、国内外の有力な機関投資家から資金を集め、日本の未公開企業又は上場企業を投資対象とし、平成 16 年に日本ファンドの１号ファンドとしてシティック・ジャパン・パートナーズ（CITIC Japan Partners L.P.、ケイマン諸島籍リミテッド・パートナーシップ）を、また平成 22 年に２号ファンドとして CCJP II, L.P. を主体としたファンドを設立しました。日本ファンドは、中国の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの経営資源・ネットワークを活用し、中国及びアジア地域での成長を梃子として日本企業の更なる企業価値の拡大を支援しようという理念の下、８件の投資を実行してきました。各投資先企業に対して、スキームの構築、資金調達、事業

計画立案に加え、投資実施後の事業展開計画、市場開拓、財務戦略、ローカルパートナーとの提携戦略に至るまで、企業価値向上のための支援を行ってきています。日本ファンドの２号ファンドは、MVHC Limited の全株式を所有（間接保有を含みます。）しています。

② 対象者の状況

対象者によれば、対象者は、以下の状況にあるとのことです。

対象者は、光ファイバ他各種特殊素材・機器の輸出入及び国内販売を主たる事業として昭和 48 年に営業を開始し、現在は製造機能も備え、光応用機器事業及び機能性材料事業を行っております。このうち光応用機器事業の主要部門であるマシンビジョンシステム部門においては、創業当初からのコア技術である光学・照明技術を活用し、主に半導体製造装置・電子部品実装機・液晶製造装置業界向けに、レンズと照明装置を組み合わせたマシンビジョン機器を開発・製造・販売しております。また、対象者及びそのグループ会社（以下「対象者グループ」といいます。）は、レンズ（光学設計）、照明（LED・光ファイバ照明）及びカメラの開発から生産までを全て実施しております。

一方、対象者の親会社であるショット日本の完全親会社であるショット（間接的に保有する対象者株式の数：9,976,711 株、間接的な保有割合：71.60％）及びそのグループ会社（以下「ショット・グループ」といいます。）は、ショットを中核として、世界各地に所在する子会社及び関連会社から構成される技術を基盤として国際的に業務を展開している企業集団であり、特殊材料、部品、システムの開発・製造を営んでいます。ショットは、特殊ガラス・材料、先進技術分野で 130 年の歴史を有する国際的な技術グループ企業です。ショット製品の用途は、家電、医薬品、電子機器、光学機器、輸送機器など多岐に渡っております。ショットはサステナビリティを追求し、従業員、社会、環境への支援に努めています。また、ショットは世界 35 ヵ国に製造・販売拠点を設置し、お客様との密接な関係を保っています。現在の従業員数は約 15,400 人で、2013 年度には約 18.4 億ユーロの売上高を達成しました。なお、ショットは、ドイツに基盤を置くカールツァイス財団の傘下企業です。

より一層の収益力強化及びグローバル市場での事業拡大が大きな経営目標であった対象者は、シナジー効果が高い光学、画像処理及び照明関連企業との提携の可能性を模索し、以前から光ファイバ等の技術交流のあったショットに対し、平成 19 年４月、業務提携の打診を行いました。ショット・グループと対象者は、ともに光ファイバにおいて有力なメーカーであるものの、ショット・グループは主に自動車、医療、工業、航空、建築及び防衛業界向けで特に欧州及び北米市場に強みを持ち、一方で対象者は主に半導体、液晶事業向けで日本及びアジア市場に強いという異なる強みを持っていたことから、ショットにおいても、相互補完の関係を築くことが可能であると判断し、同年６月に業務提携に関する覚書を、同年 10 月に共同技術開発に係る基本合意書を、さらに同年 11 月に２本の販売代理店契約を締結いたしました。

その後、純粋な業務提携という提携形態では、相互に提供可能な製品及び技術が限定されてしまうため、さらに包括的な提携関係に発展させたいという相互認識が強まり、翌平成 20 年９月、対象者及びショットは資本業務提携契約を締結するに至り、対象者は、ショット・グループの一員に加わることとなりました（なお、その後対象者は、ショットとの間で平成 22 年 11 月 25 日付で変更資本業務提携契約（Amended and Restated Agreement on Capital Tie Up and Business Alliance、以下「旧資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。当該契約の詳細については、対象者が平成 22 年 11 月 25 日付で公表した「SCHOTT AG との資本業務提携内容の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。

しかしながら、ほぼそのタイミングを同じくして、平成 20 年９月、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が国際的に拡大し、企業業績の悪化と個人消費の落ち込みが顕著となり、海外においても、金融市場の信用収縮が実体経済に波及し、世界経済に大きな影響を与えました。景気の後退に伴う個人消費の急激な落ち込みを受け、半導体メーカーの設備投資凍結・延期が相次いだことから、対象者の主力事業であるマシンビジョンシステム事業の主要販売先である半導体製造装置業界では受注状況が急速に悪化し、また、電子部品実装装置業界、液晶製造装置業界においても、個人消費低迷の影響などにより、受注は急減速いたしました。

このような経済情勢を受け、対象者グループは、グループ企業の見直しや部門譲渡などの組織再編、事業規模に応

じた人員適正化を図るべく早期退職優遇制度を実施するなど、経済環境の急変への対応に重点を置く結果となり、また、老朽化した生産設備の除却や保有投資有価証券の評価損、事業の減損損失の計上を余儀なくされました。この間、対象者は、「Profitable Growth」（利益を伴う成長）の早期の実現を目指し、ショット・グループの協力を得て、社内営業体制の見直し、対象者の子会社であり主力生産拠点であるショットモリテックス・テクノロジーズ（深セン）への製造移管の加速など、リーマンショック後、対象者の主要かつ戦略販売地域であるアジア、特に新興スマートフォンメーカーの台頭著しい中国及び対象者重要顧客を抱える日本市場における収益力の改善及び強化を経営の最重要課題として優先的に取り組んでまいりましたが、ショット及び対象者が期待したショット・グループの販売網を利用した市場面の補完、及び対象者のマシンビジョンシステムに関する光学設計技術等とショット・グループの光ファイバ製造技術等を融合した新製品の開発等技術面の相互補完において、高いシナジー効果を最大限に、かつ継続的に発現できたとはいえず、またこの間、対象者の主要販売先である半導体製造装置業界、電子部品実装装置業界、液晶製造装置業界における事業環境好転も力強さを欠き、ショット及び対象者グループが計画した事業展開は、資本業務提携を実施した当時の見通しとは異なる結果を辿っておりました。

③　ショット日本保有株式の売却意向及び本応募契約の締結

対象者によれば、上記「②　対象者の状況」に記載のとおりの状況において、ショットはグループ全体の新たな事業戦略を推進する上で、ガラス製品製造業者としての強みをより活かす原点回帰の事業戦略により軸足を移すこととなり、長期的な経営戦略の観点から、グループ全体の事業ポートフォリオの再評価及び再設計を進めていたとのことです。その結果として、ショット・グループのコア事業群から距離のあるマシンビジョンシステムを主力事業に据える対象者については、新たなパートナー候補者を選定し、ショット日本保有株式を譲渡することとなったとのことです。

シティック・キャピタルは、平成 26 年８月頃から、対象者の親会社であるショット日本の完全親会社であるショット（間接的な保有割合：71.60%）が、対象者の企業価値向上に資する新たなパートナーを検討するためにショット日本保有株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、ショット及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ショット日本保有株式の取得について分析、検討を進めて参りました。

シティック・キャピタルは、ショットに対して、上記分析、検討を経た買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件とともに対象者の経営に係る方針などの提案を提示した後、平成 26 年 11 月、対象者の新たなパートナー候補者としてショットに選定されました。その後、ショットとの間で協議を進めた結果、ショット日本保有株式の買付けに係る諸条件の合意に至ったことから、公開買付者は、平成 26 年 12 月５日に、ショットとの間で本応募契約を締結いたしました。

なお、対象者によれば、対象者は、ショットのショット日本保有株式売却の意向につき、平成 26 年５月にショットから提案を受けたとのことです。その後、上記入札プロセスに参加したシティック・キャピタルによる対象者施設の視察及び主に以下（ⅰ）から（ⅲ）までに記載した観点から複数回の協議を重ねた結果、シティック・キャピタル及び対象者は、中国最大級の産業・金融の企業集団であるシティック・グループ傘下の公開買付者及び対象者との間において資本提携関係を構築することが、対象者グループの企業価値の向上に繋がるとの認識で一致いたしました。

（ⅰ）上記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程」の「①　シティック・キャピタルの概要」に記載のとおり、シティック・キャピタルの中核事業の一つであるプライベート・エクイティ事業に関しては、日本、米国及び中国において、それぞれの国に特化したプライベート・エクイティ・ファンドを擁しており、それぞれ日本、中国をはじめ米国、欧州諸国等各国において、中国及びアジア地域での成長性のある企業への主にバイアウト投資を行っている実績

（ⅱ）また、シティック・キャピタルの日本ファンドにおいては、中国の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの経営資源・ネットワークを活用し、中国及びアジア地域での成長を梃子として日本企業の更なる企業価値の拡大を支援しようという理念の下、８件の投資を実行し、各投資先企業に対して、スキーム

の構築、資金調達、事業計画立案に加え、投資実施後の事業展開計画、市場開拓、財務戦略、ローカルパートナーとの提携戦略に至るまで、企業価値向上のための支援を行ってきており、そのいずれの投資戦略においても、中長期的な視点に基づき実行及び完遂されている実績

（ⅲ）他方、特に対象者の中国及びアジア地域における営業面においては、シティック・キャピタルの上記（ⅰ）（ⅱ）に記載した投資戦略及びシティック・グループの経営資源・ネットワーク、特に市場開拓及び市場調査の面においてその経営資源・ネットワークを活用できることにより、対象者の主力事業であるマシンビジョン事業における戦略販売地域であるアジア、特に中国市場での優位性の早期確立の確度を高めること、また、中国及びアジア地域における調達・生産面においては、中国・深センに主要な生産拠点を有する対象者グループにとって、シティック・キャピタルが保有するアジア、特に中国市場でのローカルパートナーと対象者グループとの間の提携戦略の模索（特に現地部材調達適正化等の原価低減に資するサプライチェーン網の見直し）等、長期的な視点でより安定した事業展開を行う上での地盤構築を図ることが従前に比し容易となること、ひいては、対象者のビジネス運営において、対象者の収益力強化・企業価値向上の確度を高めること

（３）本資本業務提携契約の締結及び対象者の賛同意見表明並びに本公開買付け後の経営方針

①　本資本業務提携契約締結の背景

シティック・キャピタルは対象者を、その技術優位性、研究開発能力、営業力等の面から高く評価しており、中国及びアジアをはじめとした更なるグローバル展開を通じて、中長期的に成長が望める魅力的な企業と考えております。他方、対象者によれば、上記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程」の「③　ショット日本保有株式の売却意向及び本応募契約の締結」の（ⅲ）に記載のとおり、対象者は、公開買付者及び対象者との間において資本提携関係を構築することが、特に中国及びアジア地域における営業面においては、対象者の主力事業であるマシンビジョン事業における戦略販売地域であるアジア、特に中国市場での優位性の早期確立の確度を高め、また、中国及びアジア地域における調達・生産面においては、長期的な視点でより安定した事業展開を行う上での地盤構築を図ることが従前に比し容易となり、ひいては、対象者のビジネス運営において、対象者の収益力強化・企業価値向上の確度を高めることとなるとの認識を有しているとのことです。上記のような認識及び判断に基づき、公開買付者と対象者は、平成 26 年 12 月５日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。なお、ショットと対象者との間で締結された旧資本業務提携契約については、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済の開始日をもって解消される旨の合意書を平成 26 年 12 月５日付で締結しているとのことです（当該合意書の詳細につきましては、対象者が平成 26 年 12 月５日付で公表した「ショット・アーゲーとの資本業務提携解消に関するお知らせ」をご参照ください。）。

②　本資本業務提携契約の内容

公開買付者と対象者は、平成 26 年 12 月５日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本資本業務提携契約の詳細については、下記「４．　その他」の「（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「② 本資本業務提携契約」をご参照ください。

③　対象者による賛同意見の表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 26 年 12 月５日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様に判断を委ねることを決議しているとのことです。なお、対象者による賛同意見の詳細については、下記「（４）対象者における買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①　対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

④　本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、ショット日本保有株式を取得することを目的として本公開買付けを実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。また公開買付者は、本公開買付けの終了後も上場会社としての対象者

の独立性を確保しつつ、対象者の経営体制については、上記のとおり、本資本業務提携契約を締結して業務提携を推進するとともに、取締役３名及び監査役１名の指名を行うものとしております。

他方、ショットは、旧資本業務提携契約に基づき、本日現在、対象者に対し取締役２名（ステファン・レッチェ氏及びトーマス・クロエ氏）を派遣しておりますが、（ⅰ）ステファン・レッチェ氏については、公開買付者の指定する日（但し、本公開買付けの決済の開始日から 15 日を超えないものとする。）をもって、（ⅱ）トーマス・クロエ氏については、後任取締役の選任に係る対象者の臨時株主総会の終結時をもって、対象者の取締役を辞任する旨のそれぞれ上記２名の辞任届を、対象者に提出させる旨本応募契約において合意しております。

（４）対象者における買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者によれば、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、主として以下の内容の措置を講じたとのことです。

①　対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者は、平成 26 年 12 月５日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて、対象者の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、下記「②　対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言」に記載の金森仁弁護士及び井上明子弁護士からの法的助言、下記「③　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の楡井公認会計士事務所から平成 26 年 12 月４日付で取得した株式価値算定書、下記「④　支配株主との間に利害関係を有しない者による、本公開買付けに係る意見表明が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手」に記載の対象者監査役３名（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に独立役員として届出をしている宇野正雄およびその他の社外監査役２名）、他監査役１名並びに金森仁弁護士及び井上明子弁護士より平成 26 年 12 月４日付で受領した意見書を踏まえ慎重に詮議、検討した結果、公開買付者及び対象者との間において資本提携関係を構築することが、営業面においては、対象者の主力事業であるマシンビジョン事業における戦略販売地域であるアジア、特に中国市場での優位性の早期確立の確度を高めること、また調達・生産面においては、中国・深センに主要な生産拠点を有する対象者グループにとって、シティック・キャピタルが保有するアジア、特に中国市場でのローカルパートナーとの提携戦略模索等、長期的な視点での収益力強化を実現する確度を高め、ひいては対象者の企業価値の向上に繋がると考えられることから、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、一方で、本公開買付価格に関しては、対象者、公開買付者及びショットから独立した第三者算定機関である楡井公認会計士事務所から取得した株式価値算定書における市場株価平均法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付者とショットとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様に判断を委ねることを決議したとのことです。

対象者取締役のうち、ステファン・レッチェ氏及びトーマス・クロエ氏は、ショットの社員を兼務していますが、定足数を満たすため平成 26 年 12 月５日開催の対象者取締役会に出席した上で、利益相反の可能性を排除する観点から、対象者においては、まず、上記のステファン・レッチェ氏及びトーマス・クロエ氏を除く取締役２名により審議及び決議を行った上で、ステファン・レッチェ氏及びトーマス・クロエ氏を含めた４名の取締役により決議を行うという２段階の手続を経て、全会一致により本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っているとのことです。また、対象者監査役３名（株式会社東京証券取引所に独立役員として届出をしている宇野正雄およびその他の社外監査役２名）、他監査役１名が上記平成 26 年 12 月５日開催の対象者取締役会に出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

②　対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言

対象者によれば、対象者は、対象者取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程におけ

る恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、対象者のリーガル・アドバイザーに金森仁弁護士及び井上明子弁護士を選任し、金森仁弁護士及び井上明子弁護士から本公開買付け、対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、金森仁弁護士は、対象者と顧問契約を締結しておりますが、本件に関しては適正手続及び公正性確保からの見地から、対象者のリーガル・アドバイザーとして、適切な助言を受けているとのことです。

③　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る意見表明を行うにあたり、本公開買付価格の公正性を担保するための資料として、対象者、公開買付者及びショットから独立した第三者算定機関である楡井公認会計士事務所を選定し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 26 年 12 月４日付で楡井公認会計士事務所から対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、楡井公認会計事務所は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、楡井公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

楡井公認会計士事務所は、多角的に評価を行う観点から、インカム・アプローチ及びマーケット・アプローチの２方式による評価を行い、両方式による評価額を総合的に勘案して株式価値の評価レンジを算定したとのことです。インカム・アプローチとしては、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）の手法を、マーケット・アプローチとしては、類似会社比準法及び市場株価平均法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っているとのことですが、市場株価平均法については、東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）における対象者株式の流動性が低く、同市場参加者の需給関係が対象者株価に対して適切に反映されていない可能性があるため、本算定書においては参考値に留め、ＤＣＦ法及び類似会社比準法を採用していることが付記されているとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

ＤＣＦ法	177 円から	232 円
類似会社比準法	166 円から	202 円
市場株価平均法	270 円から	287 円

（ｉ）ＤＣＦ法

ＤＣＦ法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 27 年９月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を 177 円から 232 円までと算定しているとのことです。なお、ＤＣＦ法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて平成 28 年９月期から平成 29 年９月期にかけて大幅な増益を見込んでいるとのことです。これは、公開買付者との業務提携の推進により中国を中心とした海外営業をさらに強化することに伴うマシンビジョン製品売上の増加と生産数量の増加に伴う製造効率の向上による増益を見込んでいるためとのことです。

（ⅱ）類似会社比準法

類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式１株当たりの株式価値を 166 円から 202 円までと算定しているとのことです。

（ⅲ）市場株価平均法

市場株価平均法では、算定基準日を平成 26 年 12 月４日として、東証第一部における対象者株式の過去１ヶ月の終値の出来高加重平均値（270 円（小数点以下を四捨五入。以下出来高加重平均値の計算について同じです。））、過

去３ヶ月の終値の出来高加重平均値（284 円）、過去６ヶ月の終値の出来高加重平均値（287 円）をもとに、対象者株式１株当たりの株式価値を 270 円から 287 円までと算定しているとのことです。

なお、市場株価平均法については、東証第一部における対象者株式の流動性が低く、同市場参加者の需給関係が対象者株価に対して適切に反映されていない可能性があるため、本算定書においては参考値に留めることと付記されているとのことです。

④　支配株主との間に利害関係を有しない者による、本公開買付けに係る意見表明が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、公開買付者及び対象者の親会社であるショット日本の完全親会社であるショットから独立性を有する、対象者監査役３名（東京証券取引所に独立役員として届出をしている宇野正雄およびその他の社外監査役２名）、他監査役１名より、平成 26 年 12 月４日付で(i)取引等、交渉過程の手続の観点から、本公開買付けは、金融商品取引法に基づいた公開買付けであり、応募についてはショット日本に限定されておらず、対象者の少数株主にも応募の選択権があることから少数株主にとって不利益ではないと判断する、また、本資本業務提携契約は、対象者の企業価値の向上を目的としたものであり、また、取締役会の決議を経て同契約を締結することは上場企業としての対象者の職務権限規定に沿ったものであることからコンプライアンス上の問題は無く、対象者の少数株主にとって不利益にはならないと判断する、(ii)対価の公正性の観点から、１株当たりの本公開買付価格 180 円は、楡井公認会計士事務所が算定した価格の範囲内であり、対象者の少数株主にとって不利益でないと判断する、(iii)対象者の企業価値向上の観点から、公開買付者にヒアリングを行った結果、公開買付者は成長が見込まれる中国を中心とした東南アジアにおいて事業拡大に必要な強力なネットワークがある等、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同することは、対象者の企業価値の向上につながるものであり対象者の少数株主にとって不利益でないと判断するとの意見書を受領しているとのことです。

また、対象者は、金森仁弁護士及び井上明子弁護士より、平成 26 年 12 月４日付で(i)株主への情報開示に不合理な点が見当たらないこと、(ii)対象者の普通株主は本公開買付けの成立後もその保有する対象者株式を市場において自由に売却できるようにすることが予定されているため、本公開買付けは対象者の株主に対し特に強圧性を有しているわけではないこと、及び(iii)上記の通り、①対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認、②対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言、③対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得等の各措置を実施する等公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていることに鑑みて、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同することは、対象者の少数株主にとって不利益でないとする内容の意見書を受領しているとのことです。

（５）公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、ショットとの間で、平成 26 年 12 月５日付で、ショットが、ショット日本をして、ショット日本保有株式（9,976,711 株、保有割合：71.60％）の全てについて本公開買付けに応募させる旨の本応募契約を締結しております。

本応募契約においては、ショット日本の応募の前提条件として、(a)公開買付者による本公開買付けが、金融商品取引法に従い適法に開始されていること、(b)公開買付者の表明及び保証が、全ての重要な点において真実かつ正確であること（注１）、(c)本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務が、全ての重要な点において公開買付者により履行され又は遵守されていること（注２）、(d) 公開買付者及びその役員が反社会的勢力ではないこと等反社会的勢力に関する確約事項が正確であり、遵守事項を遵守していること及び(e)ショット日本による応募の日において、公表されていない対象者に関する重要事実であってショット又はショット日本が知っているものが存在しないことが定められています。なお、ショットが、その任意の裁量により、適用ある法令等の下で許容される限度において、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で、ショット日本をして、本公開買付けに応募させることは制限されていません。

（注１）　本応募契約において、公開買付者は、本応募契約の締結日及び本公開買付けの開始日における、(a)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続並びに公開買付者の本応募契約の締結及び履行のための権利能力及び行為能力の存在、(b)公開買付者において、本応募契約の締結及び履行に必要となる社内手続が完了していること、(c)公開買付者に対する強制執行可能性、(d)公開買付者による、本応募契約の締結及び履行のため公開買付期間（本公開買付けに係る買付け等の期間をいいます。以下同じです。）の末日までに必要となる許認可等の取得、(e)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(f)公開買付者が、公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、並びに(g)本契約の締結に先立ち、対象者及び対象者株式に関して、法律、会計、税務、ビジネスの観点からのデュー・ディリジェンスその他の対象者株式の買付けに係る検討を実施の上、本公開買付けの実施に関して、自らの責任においてその投資判断を行っている旨の表明及び保証を行っております。

（注２）　本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、秘密保持義務、公表に係る義務及び契約上の地位の譲渡禁止等のほか、対象者株式の取得に関し、平成26年12月３日に公正取引委員会に対して提出している私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第２項に基づく株式取得に関する計画届出書に関して公正取引委員会からの質問への回答その他必要な手続があれば、それらを速やかに実施するとともに、その他本公開買付けによる対象者株式の取得に関して同法に基づき必要とされる手続があれば、それらを法令等に定められた期限までに行うよう最大限努力する義務があります。

（６）上場廃止となる見込みの有無について

対象者株式は、本日現在、東証第一部に上場しております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんが、取得後の株券等所有割合が３分の２以上となることから、法令の規定（法第 27 条の 13 第４項、令第 14 条の２の２）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、買付予定数の下限（6,966,965 株、保有割合：50.00%）以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。このため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第 601 条に規定されるもののうち以下の①から④までの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、公開買付者としては、本公開買付けの結果、対象者株式が以下の①から④までの上場廃止基準により猶予期間入りにまで至った場合には、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策を実施し上場を維持することが対象者の企業価値の維持に必要とまでは考えていないことから、公開買付者を除く対象者の株主の換金方法を確保するため、当該猶予期間入り後実務的に可能な限り早期に、更なる対象者株式に対する公開買付けの実施及び全部取得条項付種類株式を用いた方法又はその他の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすること（この際に、公開買付者以外の対象者の株主が受け取る対価は、公開買付者による直近の買付価格である本公開買付価格と同一の価格及び当該完全子会社化実施時点の対象者株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格（本公開買付価格と異なる可能性があります。）とする予定です。）を検討いたします。

① 上場会社の事業年度の末日における株主数が 400 人未満である場合において、１年以内に 400 人以上とならないとき

② 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の 10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じです。）が 2,000 単位未満である場合において、１年以内に 2,000 単位以上とならないとき

③ 上場会社の事業年度の末日における流通株式の時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が５億円未満である場合において、１年以

内に５億円以上とならないとき

④　上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の５％未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第 24 条第１項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

（７）本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、ショット日本保有株式を取得することを目的として法令に従い本公開買付けを実施いたしますが、公開買付者は、上記「（６）上場廃止となる見込みの有無について」に記載のとおり東京証券取引所の上場廃止基準により猶予期間入りにまで至らない限り、本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることを企図しておりません。よって、本公開買付けが成立した場合には、上記に記載のとおり東京証券取引所の上場廃止基準により猶予期間入りにまで至ったために対象者を完全子会社化とする場合を除き、公開買付者は、現時点において、対象者株式を追加で取得することを予定しておりません。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

①　名称		ショットモリテックス株式会社
②　所在地		埼玉県朝霞市泉水三丁目 13 番 45 号
③　代表者の役職・氏名		代表取締役社長　佐藤　隆雄
④　事業内容		マシンビジョンシステム、画像機器、光通信関連機器、機能性商品、光機商品及びこれらの関連製・商品の製造販売並びに輸出入
⑤　資本金		3,320 百万円（平成 26 年９月 30 日現在）
⑥　設立年月日		昭和 48 年２月 19 日
⑦　大株主及び持株比率（平成26年３月31日現在）		ショット日本株式会社　71.60％ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　2.23％ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　0.82％ ショットモリテックス従業員持株会　0.77％ 森　英二　0.59％ 株式会社サニカ　0.49％ 株式会社コマツ　0.40％ 日本証券金融株式会社　0.32％ 長橋　陽子　0.29％ 大原　敬司　0.22％ 河邑　隆夫　0.22％
⑧　公開買付者と対象者の関係		
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（２）日程等

①　日程

公開買付開始公告日	平成 26 年 12 月８日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）
公開買付届出書提出日	平成 26 年 12 月８日（月曜日）

②　届出当初の買付け等の期間

平成26年12月８日（月曜日）から平成27年１月13日（火曜日）まで（20営業日）

③　対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第３項の規定により、公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成27年１月27日（火曜日）まで（30営業日）となります。

（３）買付け等の価格

普通株式１株につき、金180円

（４）買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

シティック・キャピタル及び公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、ショット日本保有株式（9,976,711株、保有割合：71.60％）を取得することであることに鑑み、本公開買付価格の決定については、シティック・キャピタル及び公開買付者とショットが合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。

シティック・キャピタルは、かかる方針のもと、平成26年８月以降の対象者株式の市場株価を参照しつつ、ショットとの間で複数回にわたり行われた協議の結果、買付価格を１株当たり180円とすることを決定し、最終的に、公開買付者は、平成26年12月５日付の取締役の決定により、本公開買付価格を１株当たり180円とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、上記の経緯から本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしておりません。

本公開買付価格180円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年12月４日の対象者株式の東京証券取引所における終値（266円）に対して32.33％（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）のディスカウント、同日までの過去１ヶ月間（平成26年11月５日から平成26年12月４日まで）の終値単純平均（272円）（小数点以下第一位を四捨五入。以下、平均株価の計算において同じです。）に対して33.82％のディスカウント、同過去３ヶ月間（平成26年９月５日から平成26年12月４日まで）の終値単純平均（276円）に対して34.78％のディスカウント、同過去６ヶ月間（平成26年６月５日から平成26年12月４日まで）の終値単純平均（275円）に対して34.55％のディスカウントを行った価格であります。

②　算定の経緯

シティック・キャピタルは、平成26年８月頃から、対象者の親会社であるショット日本の完全親会社であるショット（間接的な保有割合：71.60％）が、対象者の企業価値向上に資する新たなパートナーを検討するためにショット日本保有株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、ショット及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ショット日本保有株式の取得について分析、検討を進めて参りました。

シティック・キャピタルは、ショットに対して、上記分析、検討を経た買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件とともに対象者の経営に係る方針などの提案を提示した後、平成26年11月、対象者の新たなパートナー候補者としてショットに選定されました。その後、ショットとの間で協議を進めた結果、買付価格を１株当たり180円とすることを決定し、最終的に、公開買付者は、平成26年12月５日付の取締役の決定により、本公開買付価格を１株当たり180円とすることを決定いたしました。

③　算定機関との関係

該当事項はありません。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,933,442（株）	6,966,965（株）	－（株）

（注１）応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,966,965 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注２）本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある最大数（13,933,442 株）を記載しております。当該最大数は、対象者の平成 26 年９月期決算短信に記載された平成 26 年９月 30 日現在の発行済株式総数（13,933,928 株）から、同決算短信に記載された同日現在の対象者の保有する自己株式数（486 株）を控除した株式数（13,933,442 株）です。

（注３）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

（注４）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	－個	（買付け等前における株券等所有割合 －%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	－個	（買付け等前における株券等所有割合 －%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	139,334 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	139,308 個	

（注１）「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（13,933,442 株）に係る議決権の数です。

（注２）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 26 年８月 11 日に提出した第 43 期第３四半期報告書記載の平成 26 年６月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 26 年 11 月 13 日に公表した平成 26 年９月期決算短信に記載された平成 26 年９月 30 日現在の発行済株式総数（13,933,928 株）から、同決算短信に記載された平成 26 年９月 30 日現在の対象者の所有する自己株式数（486 株）を控除した（13,933,442 株）に係る議決権の数（139,334 個）を分母として計算しております。

（注３）「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（７）買付代金　　2,508 百万円

（注）買付代金には、本公開買付けにおける買付予定数（13,933,442 株）に、本公開買付価格（180 円）を乗じた金額を記載しております。

（８）決済の方法

①　買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

②　決済の開始日

平成27年１月19日（月曜日）

（注）法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成 27 年２月２日（月曜日）となります。

③　決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方をいいます。以下同じです。外国人株主等（外国の居住者である株主をいい、法人株主を含みます。以下同じです。）の場合にはその常任代理人（日本国内の常任代理人をいいます。以下同じです。）をいいます。）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人（以下（11）で定義します。）から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④　株券等の返還方法

下記「（９）その他買付け等の条件及び方法」の「①　法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座（応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座をいいます。）上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

（９）その他買付け等の条件及び方法

①　法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,966,965 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,966,965 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第１項第１号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事由のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事由に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、（ｉ）公開買付者が独占禁止法第 10 条第２項に基づき公正取引委員会に対し行った、本公開買付けによる対象者株式の取得に関する計画の届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令（公正取引委員会が独占禁止法第 10 条第１項に違反する行為を排除するために独占禁止法第 17 条の２第１項に基づき行う命令をいいます。以下同じです。）の事前通知を受けた場合、同法に基づき排除措置命令の事前通知（同法第 49 条第５項）がなされるべき措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第 10 条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、又は（ⅱ）外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第１項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合には、令第 14 条第１項第４号の「許可等」が得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、そ

の後直ちに公告を行います。

③　買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の６第１項第１号の規定により令第 13 条第１項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④　応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

（その他のＳＭＢＣ日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合は、公開買付者の負担とします。

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の６第１項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第 30 条の２に規定する方法により公表します。

⑧　その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 12 月８日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「１．買付け等の目的等」の「（３）本資本業務提携契約の締結及び対象者の賛同意見表明並びに本公開買付け後の経営方針」の「④　本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

４．その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①　本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 26 年 12 月５日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議しているとのことです。なお、対象者による賛同意見の詳細については、上記「１．買付け等の目的等」の「（４）対象者における買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①　対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

②　本資本業務提携契約

公開買付者と対象者は、平成 26 年 12 月５日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(a)　対象者の企業価値を高めるために、以下の施策を中心とした業務提携を推進すること（但し、かかる施策を実行するための具体的内容については、別途協議の上定めます。）。

(i)　対象者のグローバル展開を通じた成長戦略の遂行

主として公開買付者の持つ、主に中国及びアジアを中心としたグローバル市場におけるネットワークやリソース、知見、コンサルティング能力の活用等を通じて、対象者の成長戦略遂行に結びつける施策

(ii)　対象者の経営管理機能強化

主として公開買付者の持つ経営管理ノウハウやコンサルティング能力を有効に活用することにより、ショットグループからの分離に関わる各種課題をスムーズに解決し、かつ今後の成長戦略の実行に結びつく経営管理機能の強化施策

(b)　公開買付者は、対象者に対して、取締役候補者３名及び監査役候補者１名を指名する権利を有すること。対象者は、本公開買付け成立後実務的に可能な限り速やかに対象者の臨時株主総会（以下「次期株主総会」といいます。）を招集し、次期株主総会の議案として、公開買付者が別途指名する者３名を取締役候補者及び１名を監査役候補者とする取締役選任議案及び監査役選任議案を上程し、当該選任議案がいずれも次期株主総会において承認可決されるよう最大限努力すること（なお、上記取締役候補者及び監査役候補者は、次期株主総会までの間、対象者の取締役会にオブザーバーとして参加することができます。）。

(c)　対象者が、本公開買付けの成立後、以下の事項に関し取締役会で決議する場合（株主総会の付議議案として決定する場合及びショットモリテックステクノロジーズ（深セン）有限公司に関して以下に相当する事項を決定する場合を含みます。）には、事前に公開買付者との間で誠実に協議を行うこと。

(i)　対象者の株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行若しくは処分又はこれに類する権利の付与、無償割当て、社債の発行又はこれに類する権利の付与若しくは許諾

(ii)　自己株式の取得、株式分割・併合、資本金・準備金減少

(iii)　取締役又は監査役の選任、解任又は報酬、賞与その他の職務執行の対価として支払う財産上の利益の決定

(iv)　定款変更

(v)　組織再編行為（合併、株式交換、株式移転及び会社分割並びに事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けを含む。）

(vi)　解散、又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似の法的倒産手続（日本以外の国・法域における同種の手続を含む。）の申立て

(vii)　本業務提携に悪影響を及ぼす可能性のある重要な業務上の提携、企業結合若しくは資本提携、又はその変更若しくは解消

(viii)　経営計画（年度、中期、長期のいずれも含む。）の決定、変更

(ix)　取締役会規程及び付議基準の変更又は廃止

(x)　年次予算、予算案（四半期を業績含む。）、剰余金処分案（剰余金配当の決議案を含む。）、通期業績見通しの策定、変更

(xi)　経営に重大な影響を及ぼす借入等の資本政策、又は契約の締結、変更又は解除

(xii)　重要な組織体制の新設又は改廃

(xiii)　前各号に定める事項の他、対象者の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある決定

（２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①　平成 26 年９月期　決算短信〔日本基準〕（連結）

対象者は、平成 26 年 11 月 13 日付で平成 26 年９月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

（ｉ）損益の状況

決算年月	平成26年９月期（第43期）
売上高（百万円）	7,621
売上原価（百万円）	5,791
販売費及び一般管理費（百万円）	1,982
営業外収益（百万円）	272
営業外費用（百万円）	96
当期純利益（百万円）	21

（ⅱ）１株当たりの状況

決算年月	平成26年９月期（第43期）
１株当たり当期純利益（円）	1.55
１株当たり配当額（円）	0.00
１株当たり純資産額（円）	154.52

② 監査役の異動

平成 26 年９月期決算短信によりますと、対象者は、平成 26 年 12 月 19 日付で以下の異動を予定しているとのことです。

（ⅰ）退任予定監査役

社外監査役（常勤） 宇野 正雄

（ⅱ）新任予定監査役

監査役（常勤） 堺谷 正子

③ 業績予想と実績との差異

対象者は、平成 26 年 11 月 13 日付で「業績予想と実績との差異並びに繰延税金資産の計上及び営業外収益（持分法による投資利益）の計上に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成 26 年９月期の通期連結業績予想と実績との差異の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成 26 年９月期通期連結業績予想数値と実績との差異（平成 25 年 10 月１日～平成 26 年９月 30 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	１株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回公表予想(A)	7,735	△100	16	△50	△3.59
今回実績(B)	7,621	△152	23	21	1.55
増減額(B-A)	△113	△52	7	71	―
増減率(%)	△1.5	―	44.1	―	―
（ご参考）前期実績（平成 25 年９月期）	7,769	△775	△615	△1,350	△96.95

以　上

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、かかる情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けいたしません。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。